

議会改革特別委員会会議録

[平成23年 8月10日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成23年 8月10日
午前 9時00分 開会
午前11時50分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	久 米 啓 右
副 委 員	長	熊 田 司
委 員	員	廣 内 孝 次
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	柏 木 剛
委 員	員	川 上 命
委 員	員	蛭 子 智 彦
議 長	長	森 上 祐 治
		阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局	長	高 川 欣 士
次	長	阿 閉 裕 美
課	長	垣 光 弘
書	記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会基本条例の理念（案）について……………	3
2. 試行実施分（賛否の公表）について……………	18
3. 試行実施分（常任委員会のあり方）について……………	30
4. 議員研修会について……………	36
5. 視察について……………	39
6. その他……………	39

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成23年 8月10日(水)

(開会 午前 9時00分)

(閉会 午前 11時50分)

○久米啓右委員長 おはようございます。

連日、甲子園では高校野球の熱い戦いが繰り広げられております。また、季節も非常に一番一年中で暑い時期ということで、日本中節電ということでございます。当議会も、その意味を酌んで9時から開会ということでございますし、この委員会も予定として12時まで終了を予定したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

座って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、第7回の議会改革特別委員会を始めさせていただきます。次第に添って行きます。まず、1番目の議会基本条例の理念(案)についてということで。前回の委員会で、皆さんの理念等をお聞きしたんですけども、具体化した案を委員長、副委員長、それと原口前委員長とでまとめたといいますか、取り合えず作成したということで、皆様方に御意見をいただくという、たたき台をこしらえております。理念といいますと、やはり条例の前文に出てくるということで、形としては前文という格好にしております。

ちょっと、私の方で読んでみます。

市民に直接選挙で選ばれた議員により構成される「南あわじ市議会」(以下「議会」という)は、その責務として市民の多様な意志を反映し得るための合議制機関の機能を十分に発揮する必要がある。また、執行部の監視、評価に加え、みずから政策形成と政策立案、提言を行うという使命が課せられている。

このことから議会は、市民参加による市民との情報共有、議員間による自由闊達な討議、市長等執行機関との緊張関係、さらには、議員としての自己研鑽を実践していくことが本来あるべき姿である。

よってここに、市民の代表として信頼され、存在感のある議会を目指して、南あわじ市議会基本条例を制定する。ということです。

これについて、皆様方の御意見いろいろあろうかと思っております。いろいろ相談した結果の積み上げという格好で、多少まとまりのないところもありますので、その辺は皆様方と一緒に修正していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会として一番大事な点というのが、今の地方自治制度あるいは地方議会のありようというのは、二元代表という、市長と議会というのは対等であるという、そういう考え方というのがやはり問われているというふうに思うんですが、その二元代表というこの理念ですね、これが地方議会の根幹にかかわる言葉として盛り込んでいただけ

たらなというふうに思っておるんですが、その点が抜けておるようですので、是非それは前文の中に取り込んでいただきたいと思います。

地方議会そのものが、理念は二元代表でありながらも、実質的には市長優位という、実質的にはそうなってる部分がありますので、あえてそういう言葉を盛り込んでおくことのほうが、今後の議会改革にとって意味を持っていくのではないか。やはり、議会と市長というのは、どちらが優位というものではない、そうあるべきじゃないと思いますので、あえて盛り込んでいただきたいというふうに思います。

○久米啓右委員長　二元代表という言葉なんですが、このことに関してでもいいし、ほかのことでも結構です。自由に発言をしていただければと思います。

川上委員。

○川上 命委員　私も、今日まで長く二十数年議会をやってきたんやけど、この最近特に二元制二元制という言葉をよく使うけど、この二元制という理念は、お互いに議会議員である以上わかっとるし。確かに、執行部も市長も選挙を戦ってきたんやけど、市民にそういった政策論とかいろいろなことを明らかにした中で当選したんやけど、我々も、20人という数ですが、そういった市民との間の中で公約とかいろいろなこと。そやから、車の両輪とかいろいろ言われる中で、ある程度執行部と意見が合致する議論を交わす中での合致する面がある。どうもこの二元制を、一般市民の方々が余りそれを前面に出すために、何か反対が美德のようにとらえたりいろいろすると思うねん。だから、これはもう少し市民の皆さんには、二元制というものを十分理解をしとってもらわんことには、どうも政策そのものにも手を挙げて賛成するような言い方と、反対すれば何か議員としての役目を果たしたような。どうもそういった感覚、感じを受ける最近のいろいろな反響があるんではないかと思うんです。この点についてどう思いますか。僕個人の意見としたら、余り二元制二元制というて、そんなん議会に立候補した以上はそんなことわかっとることやしな。何も、あえてそんなことをいう必要もないと思うんやけどな。

○久米啓右委員長　今、二元代表制ということについて意見が出ておりますが、このことについて、議論をもう少ししていただきたいと思います。

原口委員。

○原口育大委員　今、川上委員が言われたのは、確かに長い経験の中で何か感じられたことかなというふうに今思いまして、私も基本的には同感です。この前文の前半部分で、市民に直接選挙で選ばれた議員により構成されるということが、二元代表の一方であるということであらわしておるというふうに思いますし。合議制ということで、選ばれた議員

が、それぞれの市民の多様な意志を反映するための合議制で、いろいろ議会としての意思決定をしていくと。その次には、執行部の監視なり評価、あるいはみずから政策立案、提言を行うということを書いているので、二元制の意味を説明しておるのかなというふうな印象を持っています。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 二元代表ということは、やはり意味を説明しているということではわからないことであって、こういうことが二元代表であるというその言葉をやはり盛り込まないと見失われてしまう。例えば、憲法には基本的人権という言葉も入っておりますし、国民が主権者であるというような言葉も入っております。こんなん当然のことであるんですが、あえてそれを文言にして宣言をすると、知らしめると。そのことを通じて、やはり啓発も図るし、自覚も促すと。常に私たちの手元に置いて、それを当たり前のこととして、あることをさらに振りかえって見ておくと。これが、その前文、宣言ということの大事な意味、あるいはその大事な目的になってくると思いますので、当たり前のことだからそれを入れなくてもいいとかいうことはもちろん論外であると思いますし、二元代表という言葉が、市民の中でまだ十分理解されていないというのが川上委員の発言でありましたように、まだ市民の中に二元代表という言葉は十分に定着をしていないというふうに思いますので、前文の中に入れることによって、さらに定着なり啓発を図っていく契機ともなりうると思いますので、それは欠かすことのできない言葉であると思います。

○久米啓右委員長 ほかに御意見ございますか。

森上委員。

○森上祐治委員 この前文案、委員長から提示されているのをずっと読まさせていただいて、これまでこの委員会で議論されたことを、要領よくコンパクトによくまとめられてるなというように基本的に私は思います。ただ、今、議論になってるその二元代表制については、基本的には全国的に地方議会の議会改革の動きを大きな流れとして始めた根幹には、やはり二元代表制が定着してないというような実態が地方議会にはあるからだと私も思っていました。その具体的ないろいろな、そういう双方直接選挙で選ばれた市長と、首長とその議会というような関係の中で、いわゆる緊張関係を持って、対等の関係で地方行政を担っていかうと、車の両輪としてとかうたわれるんやけども、これは一つはやっぱり議員内部でもその辺の認識が、私がいろいろな文献読んできて勉強した中では、議員自身も弱かったんではないかと、全国的に地方議会としてね。だから、この際やはりどの前文を見ても、大体どっかで二元代表制という言葉は使われていることが多いように私は思っています。

このたび、資料として出していただいている会津若松市、それからもう一つは松本市かな、二つのあれも大体前文にはそういうのを使われてますし、やはりこれは基本的なスタンスとして、やっぱり議会改革を進めていく上で一番キーワードだというような、私自身は位置づけをしてるんで、前面にどっかでばしんと出しといたらどうかなというふうな感じがいたします。具体的な、それ以外のことについては、委員長と前の委員長ですか、まとめられた案には賛成でございます。

以上です。

○久米啓右委員長 原案の前文では、二元代表という表現は使ってないんですけども、その意味とするところは、原口委員も言われてましたように、書かれてるかなというふうに思います。それで、中身については、おおむね御理解いただいているかなと思うんですけども、その二元代表としてという言葉盛り込む文章にするか、あるいはそれがいらんのではないかというふうなことかということだと思います。その辺に絞って、ほかの方の委員の御意見もお伺いしたいんですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員 私は、やっぱり選挙で選ばれたというのはあるんですけども、市民の負託を受けて市民の多様な声を、意志を反映するという言葉があるんですけども、やっぱりその前に、もっと上にあるのがやっぱり二元代表制という言葉じゃないかと思うんですよ。そもそもの部分はね。そのためには、市民の意見を反映せないかんとか、あるいは執行部の監視、評価とか、あるいは自分みずからの政策立案機能とか、その辺が続いてくるんですけど、やっぱり上にあるのは二元代表制という言葉じゃないかと私は思うんで、やっぱり言葉としてはあったほうがいいんじゃないかと私は思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 私は、川上委員と原口委員の本当に言うとおりに、やはり一応内容的なものは一番頭にうたわれているということで、特にこだわる必要がないんじゃないかと思えます。実際的には、やはり二元代表、これは当たり前というような考え方の観点も立てるのは立てるし、実際的なものと一番頭でうたわれているんで、必要は特になんじゃないかと思えます。

○久米啓右委員長 意見が分かれておりますが、基本条例で事務局にお尋ねしますが、二元代表という文言が入ってるという事例ですね、幾つもの事例を調べてるかなと思うんですが、その辺もしわかりましたら、ちょっと情報をお願いしたいんですが。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） そしたら、二元代表という言葉が前文に入ってるかどうかということですが、今ざっと見て順番に言っていきます。京丹後市、これは入っております。伊賀市議会も入っております。入っている分だけ言います。会津若松市議会、これは九州のほうの御船町議会、木津川市議会、これは京都になります。それから、九州の佐伯市議会。県内では、洲本市議会、朝来市議会。ちょっとこれは、私、今、自分のほうの資料として持っている基本条例が11ちょっと持っているんですけども、栗山町議会も含めて、その中で今言った分で11のうち入ってないのが2つです。

○久米啓右委員長 栗山町議会は入ってないんですね。
事務局次長。

○事務局次長（阿閉裕美） 栗山町は、二元代表という言葉は書かれてないです。二元代表という言い方でなくて、別の表現はあるかとは思うんですけども、2つの代表機関はともに町民の信託を受けて活動し、議会は合議制、町長は独任制の機関というふうな、二元代表という言葉は入ってませんが、そういう表現の仕方をしております。

○久米啓右委員長 今のを聞いたら、二元代表の説明をしてるように書かれてるんで、入ってるという感じに捉まえてもいいかなと思うんですけども。あと意見、ほかにありましたら。
原口委員。

○原口育大委員 これ、前文案については委員長つくられて、私も一応似たような原案はちょっと委員長には示させてもらってたんですけど、これ見て思った印象は、栗山町の出だしというか、栗山町のをかなり参考にされたのかなというふうな感じを一読したときに持ちました。栗山町が2005年か6年につくって以降、今200ぐらいまで広がってきくと思うんですけど、私はやっぱり前文については、一番最初に読んでいただく部分でもあるので、できればできるだけコンパクトに、わかりやすい形にしたらいいなというふうに思ってます。

それともう一つは、やはり工夫をして、ちょっとインパクトを与えるようなものにしたいなという思いもあって、それと必要最小限の表現は盛り込まないかなという思いがあって、自分自身の原案は委員長に送らせてもらってございましたんで、僕の趣旨からすると、委員長の今の書かれとるのが近いかなというふうに思ってますんで、個人的には僕はこれよりもうちょっとスリムにできないかなという思いは持ってますけども、基本的にはこう

いう流れの文章でいいのかなというふうに思っています。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 その二元代表制という言葉を入れるか、先ほど言いました栗山町みたいに、もう少し議会が執行部に対してしっかりとした独自の意見を持つというような形の表現をとるのか。その二元代表制という言葉だけを入れたらそれでええものかどうか、もう少し内容を二元制代表を示すような表現に変えたらいけないのかなと思うんですけども、そこら辺は蛭子委員どう思いますか。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 二元代表という言葉が、その議会の性格を一番集約した言葉であると思うんですね。二つの代表のというのは、その言葉を少し言いかえたような言葉だと思うんですけども。この言葉を入れることによって、やはり議会の一番基本的な性格を示し、またそのことの説明が前文の中にあるんだろうなという、そういう啓発的な、本当に憲法の前文であるように、憲法の前文というのは、国のあり方を短い言葉で集約をしたような、今、日本国憲法前文というのは非常に格調の高い、すべての国民に国の方向性を示すものとして、あるいは国のありようを示すものとして最もわかりやすく、また格調高く集約をした言葉として出されているように、議会基本条例の前文というのもそうあるべきだろうなと思ったときに、二元代表制という言葉の中に議会のありようがすべて集約されている、そういう言葉として受けとめられると思いますし、またそれを市民に理解を求めていく、また啓発をしていく、そういう切っ掛けになる重みのある言葉のように私は理解をしておりますので、その一言を聞くだけで、やはり議会というものはどういうものかというのがわかるようなものであると思うし、またそれを市民に知ってもらおうという今後の努力というのが、議会としても必要になるんじゃないかなと。基本的人権の尊重、国民主権というような言葉が憲法にうたわれていますように、その言葉を聞けば大体その国のありようがわかる。こういう、本当に集約された言葉であるというふうに理解しますので、是非盛り込んでいただきたいと。そのことによって、あとの言葉というものが、文章というものが非常に生きてくるというふうに理解をいたします。

○久米啓右委員長 意見は分かれています、二元代表制というのは、市長部局から見ても二元代表制という立場に立つわけですね。議会としては合議制という機関であるし、一方市長部局、市長側としては独任制という言葉が使われていますけども。ですから、二元代表というのは、そういう二つの制度から成り立っているという意味合いを、市民

にこれ読んでもうたときに、その辺をもう少し二元代表制という言葉だけで理解しにくいかなと思います。その辺、もし入れるとすれば、そういう片や独任制、片や合議制というそういう表現が必要になってくるんじゃないかという気がするんですけども、いかがでしょうか、その辺について。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど森上委員もおっしゃっておられましたように、この11行ほどの文章ですけれども、非常に集約されてると思うんですね。それで、コンパクトによくまとめられてると。その一番、先ほど申し上げましたように、理念というのが議会の一番の基本的な性格を示すものとして二元代表制と。その中の説明として、合議制の機能を発揮するんだとか、執行部の監視、評価に加え、政策形成能力、立案能力と、非常にコンパクトにまとめられてると思いますので十分表現はされてると、今おっしゃられたことは表現されてるといふふうに理解をするんですけども。だから、新聞でも見出しを見れば、これは大体どういうことが書いてあるかわかるというようなことでいえば、その二元代表制の中身を説明してる文章だと思いますので、こういうことであるということを示せば、二元代表制というのはこういうことなのかと、この前文読んでもらえれば、そういう市民のいろいろな意識や考えに添って、また議論も、また市民の認識も深まっていってもらえるんじゃないかなと、そういう前文になるんじゃないかなというふうに、二元代表そのものの理解も深まる前文になるんじゃないかなと、ここに入れてもらうだけでね。二元代表制という言葉を入れてもらうだけで、その中身が市民にもよく伝わっていくものであるように読んでみて思うんですけども。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 二元代表制という言葉だけがぽつんとあっても、これはわかりにくいのは確かやと思うんです。多分わからんと思うんですけど。ちょっと今ちらっと見た松本市議会なんかでは、やっぱりキーワードとしては対等の関係という言葉がね。これがあると、それから一定の緊張を保つというか、この言葉は何かそういうことはもっと必要な言葉あってもいい言葉、それを修飾する言葉としてはね、二元代表制を。何かそういう言葉があれば、やっぱりそれが基本にあるような気が、上の基本にあるような気がするんですけど、その辺を含めればある程度わかってもらえて、じゃ実際の行動的な話としては、いろいろなまたキーワードが3つぐらい並んでるという話ですからね。ちょっとだけつけてもらえれば、二元代表制という言葉がわかってもらえるんじゃないかと思うんですけど、長ったらしい文章ではなしに。

○久米啓右委員長　　今までの意見まとめてみますと、二元代表という言葉は、やはり是非入れていただきたいと蛭子委員の御意見ですね。これは、やはり議会の憲法にあたる条例でございますので、そこはやはり欠かせないという考え方です。

もう一方の意見は、やはり文章で二元代表を意味することが説明されてるということで、そこまで表現する必要はないんじゃないかと。今の文章に多少の変更を加えれば、それで意味が通じるということでございます。その辺で、二元代表という言葉の出どころですね、出どころというたらおかしいんですけども、これは地方自治法にも出てこないし、初めて出てくるのは、事務局のほうでちょっと確認したいんですが、初めて出てくる、その二元代表という言葉はどここの文章として出てきてるかつかんできますか。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　自治法にも憲法にも、二元代表という言葉は出てきません。二元代表という言葉は出てこないんですけども、それは市民から、市長なり議会議員は直接選挙で選ばれるというふうな、そういう表現で二元代表ということ表現しております。それで、法律関係で二元代表という言葉は出てこないんですけども、最近基本条例制定されるようになって、その前文の中に二元代表という言葉を取り入れてるところは、先ほども言いましたように、結構数あるように思われます。

○久米啓右委員長　　川上委員。

○川上 命委員　　どうも、私ら古い人間かわからんねんけど、この二元制二元制というて余りにも全面的に出し過ぎて、議会制民主主義というのはようわかる。今までも言うてきた中で、執行部と出されたもんを議会で審議した中で議決して、民主主義が多数決によって執行していくと。議会のほうは、二元制代表はもうこれはわかっとるねん。議会のほうは、要は執行部と違った意味での今までは小さい問題、市民との直接対話をした中のいろいろな問題を持って、執行部にいろいろ提案し、また議論してもうて、やっぱりそういうまちづくりに対して頑張っていくという使命を帯びとんねん。それは執行部の提案、またこのごろ最近議会の提案とかいろいろ政策の展開とかいろいろ言われてるのは私はそれはいいとして、絵に描いたもちを絶対食べられへん、これはお互いに執行部も議会もともに議論をした中で、絵に描いたもちを食べれるようにしてあげるのが我々政治を預かっとる人間の責任やな。そういった中で、なぜわかっとりながら二元制二元制ということ全面的に押して。そしたら、二元制というたら、どうしたら二元制に言葉の中に当てはまるのか、私はそういったことわからない、実際。要は、議会議員として、執行部とともに市民のために議論した中で、やっぱり政治を、まちづくりをやっていくと、それでええんじゃないかと思うねんけど。それは、当てはめるのは何ぼ当てはめてもかまわんけん

ど、そういったことを当てはめるといふ、当てはめなければいかんという理由を一つ聞かしてもらいたい。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、川上委員のおっしゃることもよくわかるんですが、私は先ほど申し上げたように、今、地方分権云々と言われる中で、日本の地方議会、これは都道府県議会から市町村議会まで全面にわたって、やはり議会改革というのは多かれ少なかれ大きな流れになってきとると思うんです。これは、何でそないなとるのかというように、先ほど来ちらちら意見出てるように、やはりその市民から見ても、地方議会というのはやはり首長優位と、首長の補完作用ではないかというような基本的な見方をされてきたと。だから、極端に言えば、鹿児島県の阿久根市長であるとか、名古屋市の河村市長であるとか、いわゆる議会に対して非常に高慢な形できてると。その背景には、やっぱり市民のそういった見方があるんじゃないかと思うんですよ。

一方では、それではいかんと、地方議会はもっとしゃんとして、市民のために頑張らないかんとというような観点から議会改革というような動きがあつて、その動きを象徴するというか、コンパクトに表現した概念としては二元代表やと。これは、やっぱり我々議会のほうから、あるいは議会改革の動きをともに研究している研究者の中から出てきた概念だろうと私は思ってるんですが、だからこれについては、どんな言葉でも、最初は耳なれない言葉であっても、市民には我々のこういう動きを提示する基本的な用語、概念としてはやっぱり提示すべきやなと思うんですよね。だから、別にこれは当たり前のこと、当たり前のことでは私はないと、当たり前に動いてないのが現在の地方議会であると。それを、やっぱり市民に対して新しい具体的な議会基本条例を提示して、我々の南あわじ市議会の態度を市民に対して表明する、まず基本的な言葉の一つとしてはやはり二元代表と。これは、今までとちょっと違うんですよというような観点で私は受けとめてます。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 森上委員が、今、説明したのはよくわかるんですけど、ほな今の南あわじ市として、二元制二元制という中で、具体的に動いていないというんだったら、どういふところが具体的に南あわじ市として、前例として動いてないか、そういったことを一遍森上委員として思つとること私も参考になって、今後そういったことを勉強していきたいと思うんで。一つ森上委員として、今、具体的に動いとらんという二元制、どういふところがありますか。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺、非常に難しい質問なんですが、私は南あわじ市議会はよう頑張ってると思います、基本的に。しかし、全国的な動きとしたら、そういう背景の中で、実態の中でやっぱりこういう議会改革動いてきたんやなど。南あわじ市議会も今まで以上に。例えば、私も議員になって6年目ですが、毎回のいろいろな議会運営委員会であるとか、各委員会であるとか、本会議の一般質問であるとか、私は議員になって南あわじ市議会はある意味で誇りに思ってるどころ多分にあります。非常に、議員一人ひとり頑張ってる前向きで、市民のためにいろいろ執行部に対して厳しい質問したり、これは皆さん方重々わかってることだと思いますよ。だから、南あわじ市議会、私はできていないとかこういうことは余り思っていないんですが、やっぱりその議会基本条例をつくる、新たな我々の決意の表明として具体的な文言を入れるとすれば、やはり二元代表制という言葉を入れるほうが望ましいなというぐらいの印象を持っています。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろあるんですが、川上委員のおっしゃることに対しては、例えば議会の招集権がどこにあるかといえば、議長にはなくて市長にある。議会を開くことさえ市長が決められる。あるいは、専決権がある。予算の編成、予算の執行、これはすべて市長にあるわけで、我々は議決権を持つてるとはいいながらも、その予算の編成なり、専決処分ということを極端なやり方をすれば、さまざまな議会に諮る以前に執行することも可能であると。こういうところに、議会よりも市長優位の制度というのがあるだろうし、また再議というような問題もあったり、その地方自治法そのものが、やっぱり市長優位で組み立てられてるということを一応我々知っとく必要があると思うんです。ただ、その憲法で規定されていますように、二元代表というのはこれは憲法で規定されてることなんですね、川上委員。だから、しかし憲法にはそういうことは出てこない。どういうことから見るかということ、国のいわゆる議院内閣制度というのが、これが一元代表ということになって、地方制度が憲法に規定されているように、市長も議員も選挙で選ばれるということは憲法で規定されていることから、これをもって二元代表という総括的な概念の規定をしているということであろうと思うんですね。ところが実態は、そういう地方制度でありながら、地方自治法の中にはやはり市長優位の体系がつくられてると。これが実像であるので、どんな例をとというふうなことをおっしゃいましたけれども、既に地方自治法の中にそういう制度が組み込まれてるということ、まず見識として議員の我々は知っておく必要があるということだろうと思うんです。ですから、そのことによって、さまざまな事象が起こってくるということで、そういうことを挙げ出せばいろいろと限りなくあると

思うんですけども、そういう構造になってるということを、まず見識として知っておく必要があるというふうに思います。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 いろいろな御意見出てますけども、二元代表制、これは地方自治法にも明記されているんですけども、国は議院内閣制、そして我々は二元代表制。二元代表制の基本というような、これはやはり執行部が与党であって、議員は全員野党であるというのがこれは基本やと思うんですね。ただ、そうはいいながら、議員もそれぞれ選挙で選ばれているし個性もある。住民の代表として、また人間関係とかいろいろな中で、あれは与党とか、市長寄りとか、あれは野党やという言葉が出ますけど、それは自然的にそういうことができるんであって、市長と対等にいこうと思えば、常に過半数以上が同じ意見を持たなかったら政策提言にしてもこれははっきり言って絵に描いたもちなんです。しかし、そういうことは私らもこれまでの経験でなかなか難しい。ただ、我々も選挙するんですから、それは当然仕事もしていかないかん。そういうことを考えたら、この前文、私はこれ立派な前文やと思ってます。ただ、これは基本的にええこと書いてあるけども、まず基本、議員とは何なんだと。やはり、私生活は別として、議会へ当選してきて、どういう行動をとっとるか。そういう基本的なことは、そういうこと言うたら総スキャン食らうかもわからんけど、一部やはりそういうことが市民から問題視される大きな原因になつとると。やはり、もっと議員は自信を持って、そうでしょ、何ぼここでいい議論をしても、次の選挙で落選したら何をしとるんだと。議員は議員で、それまで一生懸命にやっています。それで、それがたまたま市長寄りであるか、反対意見のほうの立場になるかというのはこれは自然となってくるけども、要はそれぞれの立場で一生懸命やっておいたら、それはその基本条例、例えば「市民の声を」というてそういうこと言ってましても、市民の声が出てきたらそれに議員が逆らえますか。ですから、そういうようなこともあって、市民参加、市民参加やいうけども、私らは要は自信を持って、どんな立派な基本条例をしても批判はありますよ。要は、議員一人ひとりが自信を持って4年間頑張ると。次の選挙には、ちゃんと市民がその目を見て投票するんですから。ですから、やっぱりこの前文、私はこの前文で結構やと思います。それで、やっぱり一点加えてほしいのは、私生活はどういう私生活をしようかということの問題外やと思いますし、それは議員としてどうあるべきかということ。要は、委員会どんどんやる、自分が一生懸命やる、それで議員としてこれは議会へ来た以上はあらゆる面で姿勢を正すという、そういうことを委員長ね、何らこの文句の中ではっきりうたってほしいなど。この前文については、二元代表やとかそんなこと強調せんでもわかってることやし、どっちみち相手は大統領なんやから、我々も一人ひとり来とるけど、20人固まらなんだら、過半数固まらなんだら対抗できへんねんからね。

ただ、そういういろいろ改善せんなんとはあるけども、やっぱり議員がもっと、私はそんななん何にも人がどない言おうが関係ないんですわね。マイペースで自分の道を進んできましたし、私生活どうこうや言われたことはありますけどね。要は、自信を持ってやったら、何も大統領に堪えることもないというようなことで。もう大体二元代表制というても我々は千何ぼ、相手はやっぱり5万のトップという立場やから、当然とそういう大統領と議員というような大きな差があると。あるけども、それはやっぱり言いなりになることはもないし、議員として自信を持って自分の信念を通していくというか、それでいいと思います。ちょっと長いことしゃべりましたけど、まとまってないかもわからんけど、この文章の中に議員とはどういうもんかということ、やっぱりそういうことが議員が何かばかにされとるようなとこ、その辺が大いに私はあると思います。もっときちっとやらんなんことはあると思うんです。

以上です。

○久米啓右委員長 暫時休憩します。

再開は、9時55分でお願いします。

(休憩 午前 9時45分)

(再開 午前 9時55分)

○久米啓右委員長 休憩前に引き続き二元代表ということで、もう少しだけ議論をいただきたいんですが。この、議会改革特別委員会設置要綱の発委されたときの提出理由には、二元代表制という言葉が2回出てきてるといことがあります。また、もう一つ視点を変えて、今回基本条例を設定するねらいとか目的は、議会の機能を十分に発揮するということが根本ではなからうかということでございますので、市民生活に直接影響はない、間接的には影響はあるんですが、市民向けの条例ではないという観点から、議会のそういう機能発揮、議員の能力向上とかいうふうな観点から見て、もうちょっと御意見をお聞きしたい。市民にわかりやすいというようなことも必要かと思いますが、それを前面に押し出すということではなく、やはり議会の内部での機能向上のための条例という観点から少し考えていただきたいかなと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと言葉を返すようですが、これは市民に対しては宣言をするようなものだとも思うんですね。議会はこういう方向で改革をしますよ、こういう方向に進んでいきますよと。これは、市民に訴えるものだろうと。議会自身の、自分たちを律する

ということも当然ですけれども、それは市民に知らしていくという側面は、これは軽く見ることにはできないというふうに思います。やっぱりその意味では、市民に議会のありようというのを理解をしてもらうというものもなければいけないだろうと。先ほどおっしゃいました、議会としての質を高めていくと。それで、その方向性についてのお話だったかと思うんですけども、それは二元代表という言葉に集約されるという言葉にまた返ってしまうわけですけれども。具体的に、これまで議会改革の中でも、パーツといいますか、いろいろなさまざまな分野での議論をいろいろやってきた。その中に、多くはこの前文の中で、パーツについての議論してきたそれぞれのものについては、多くは語られているというふうに思うんですけども、特に市民の代表としての政策形成と、監視機能というそういう機能というのは、やはり二つの柱として、さらに議会として執行部により過ぎずまた離れ過ぎずというような、これらの議員必携の中にも書かれているんですけども、そういうスタンスというのがある程度盛り込まれてるというふうに私は思うんですけども。コンパクトによくまとめられてるなという印象を持っております。現状ではそういう認識なんです。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 栗山町の条例の前文の中で、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意志を町政に的確に反映させるために競い合い協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられているというふうに書いてあります。私も、この部分が好きだなというふうに思うんです。だから、二元制ももちろん大事だしそのとおりでいいんですけども、単に対立関係だけの話ではないということ、ちゃんと示したような形での二元制という書き方でないといけないん違うかなというふうに思います。特に、栗山町の最後の結びが、いろいろ実践することにより町民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築きたいと思うということで結んであります。この、町民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築きたいと思うということが、私は栗山町の理念だというふうに思います。今でも、それを栗山町のホームページ見ると一番最初にスローガンとして出してありまして、初心を忘れんと頑張るとるなというふうに思います。

それと、基本的にその前文の中に、地方自治法が定める概括的な規定の遵守とともにいろいろ積極的にやっていくと。いわゆる上位法というか、やはり地方自治法があるんだと。その概念はきっちり遵守すると。ただ、それでは不十分というか、それにちょっと上乘せをして、いろいろできることをやっていこうというのが基本条例にうたつとると思いませんし。議員必携があればええんやという意見もありますけれども、それは自治法があればええんやという意見と同じで、やはりそれぞれでは実際にやっていく上で、少しでもその

理念に近づけるためには、議会として、南あわじ市議会として何ができるかということやうたっていくのが今回の基本条例という名前なんかどうかちょっと別にして、考えておる議会改革のことであると思いますので、そういうふうにしたいなど。先ほど、蛭子委員が招集権であったり、専決の話がありましたけども、その辺も、今、自治法の中では見直す動きが当然出ておるわけで、やはり一たん現行の自治法は遵守しながら、その縛りの中で何ができるかをうたっていくのが議会改革だなというふうに思ってます。従って、自治法が改正されてくれば、当然基本条例というか、この条例も改正しながら、進化していかせるというふうな体系のものにしたいというふうに思います。

最後に、前文では、委員長の案では、南あわじ市議会基本条例を制定するとなつとるんですけど、私はこの文言はいらんの違うかなと。この名称も含めて、ちょっと私はもうちょっと考える必要があるのかなというふうに思ってます。条例のことを書いとるんで、条例の前文にこの基本条例を制定するという言葉は私はいらんの違うかなというふうに思います。ごく入れるとしても、本条例を制定するとか、何とかいうことでいいのかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 全般的な御意見いただきましたが、私再開後に申し上げた点について、市民に説明を十分理解いただくようなものが必要かどうか。私申し上げたのは、基本条例は議会の機能向上ということで、そちらを優先してはどうかということをお願いしたんですが、その辺についての御意見ありましたら。

森上委員。

○森上祐治委員 今の件についてではないんですが、基本的なこの会議の今のこれからの進め方ということについて。今、先ほど来前文の内容について議論する中で、やっぱり我々の議会改革の動きの本質的な部分の議論がなされてると思うんですよね。これを、きょうの時点で、私自身のあれから言うたら、きょう見せていただいて、いろいろないい意見が出されると。私だったら、もうちょっと温めて、いろんなどこ勉強して、よりよいものをつくっていきたいと。委員長が出されたきょうの前文については、先ほど来議長もおっしゃったように、基本的な部分は網羅されてる。ただ前文というのは、御承知のように、基本的なねらいというか、あるんですよね。例えば、崇高な理念であるとか、格調の高さであるとか、いわゆる国民とか市民に訴えかけるインパクトの強さであるとか。そういう枝葉的なことを、またこれから時間あるんですから、きょう委員長が出していたこれをもとにして、また我々ちょっと勉強して、再度かあるいは再々度になるかわからんけども、この前文についてまとめていけたらなということ。きょうは、このことで意見を出し合うてもなかなかまとまりにくいんじゃないかというふうな感触を私は持ってますが、いかがでしょうか。

○久米啓右委員長 きょう、本日前文をまとめ上げるという気はありません。皆さんの御意見聞いて、お互いの考え方を聞いた中での前文のあり方をイメージしていただいて、まだ少し時間がありますので、その後にしたいたいというふうに思っています。

柏木委員。

○柏木 剛委員 さっきの市民向けという話ですけどね、私ちょっとデータ持ってないんであれですけど、去年確か小松島市のほうへ行ったときに、基本条例を制定するにあたって、多分あれ相当な回数、日数もかけて市民の説明会をしたように、あの辺のこと私は何か記憶があるんです。この基本条例制定にあたって、内容について市民に何か所かでやってるとい、説明会をやってるようなことやってたと思うんです。そういうことを考えると、やっぱりある程度市民に納得してもらおうという格好の、中身についても。その動きを考えると、議会内部の行動規範的なことを決めるだけじゃなくって、やっぱり市民に対する何かアピールするものが必要じゃないかと。ちょっと、小松島市のやつもう一回見てみないとわからないんですけど、議会報告会の中で議会基本条例の制定についてのあれが大分あったような気が私はしましたんで、やっぱりそんな動きもどうしていくかがこれから検討が必要かなという気はします。

○久米啓右委員長 本日の次第の予定もありますので、この前文に関してはここまでにしたいと思います。ただ、一つだけ議会基本条例に関してですけども、前回の議員協議会のときに、長船委員が質問されてたと思いますが、この委員会では来年の6月議会で発委を目標に工程表を組んで進めようということになっておりますが、議員協議会向けにはまだ説明はできない状態、まだそこまで決まってないということです。ただ、今回の前文に書かれる理念について大体まとまったら、その時点で議員協議会に説明させていただいて、委員会としても基本条例作成に着手するということを御理解いただく、あるいは意見を求めておくという手順を踏みたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。少なくとも、工程表としては8月中に理念をまとめ上げるということになっておりますので、その後の協議会になりますと、9月前後の議員協議会というふうになっております。日程的に、本日のまとめができていないので、8月にちょっと庁舎建設特別委員会がありましたので、その日程をにらんでおったんですけども、ちょっとそこまでに間に合いそうにないので、ちょっとまた別の日程をまた事務局、あるいは議長の都合等を聞いて考えたいと思います。そういうふうに進めさせていただきます、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長　　それでは、基本条例の理念については以上ということで、次の次第、2番の試行実施分（賛否の公表）についてということです。8月1日の議員協議会では、賛否の確認を事務局で行い、広報掲載前に広報委員会の方で各議員に賛否の確認を再確認するというものです。掲載方法については、意見の分かれた分については、各議員の賛否を公表し、全会一致の分については、紙面の関係があるので、広報広聴委員会のほうでレイアウトはお任せするという事まで協議会のほうで確認いただいております。

　　以上で、今9月委員会は進めるということです。

　　次に、その議員協議会でも少し話題になっておりましたが、議会報告会について少し御協議をいただきたいと思っております。協議の前に、印部議員から昨年11月の議会報告会について、いろいろ個人攻撃とかつるし上げみたいなことがあったので、そういうことはないようにしてほしいというようなことの御意見と、議会報告会の検証はされたのかということで質問されておりました。前委員長の、原口委員長のときにされてた議事録があったと思うんですけど、その辺原口委員長お願いします。

　　原口委員。

○原口育大委員　　22年の11月には、議会報告会の総括ということで、まだ全部終わってなかったんですけど、5会場のうち4会場終わった時点で改革委員会を1回持ちました。そこでは、それまでに出た意見であるとか、それぞれ改革委員が感じた意見交換をさせていただいたと。12月に、もう1回全体の総括ということでやっています。ただ、当然議会報告会が終わったことについて報告せなあきませんので、その報告をどういうふうにするか、それと市長への、執行部への質問事項等もかなりありましたんで、それをどういうふうに選別して執行部へ届けるかとか、あと広報誌とか、ホームページにどういうふうに掲載するかとか、そういう技術的なことについてはそこでまとめさせていただいて、あと委員会報告というか、一たん委員会が閉じるというふうなことも確認した上で、次の方向性としてどういうふうにするかと。特別委員会自体をどういうふうにさせていただきたいという要望を添えて、一たん改革委員会が終了してまた再設置されたと。再設置されて1回開いています、5月に。ただ、その場では総括というところまでは至らなかったといいますが、欠席がかなり出ましたんで、なかなか委員会としても、そこまで今後のことについていろいろ検討するという段階に至らんままにずっと委員会前半が終わったというふうなことですので、具体的に報告会の総括ができとるかというのと、今後どうするというふうな部分まで踏み込んだ総括というのはできてないというのが実際かなと思います。ただ、委員会報告としては、2-1-1の項目で、9月議会の議会だよりが発行される11月初めに、南あわじ市議会議会報告会実施要綱に基づき、旧町4カ所と沼島で報告会を実施した。実施結果を検証し、引き続き市民との連携強化の一環として、前向きに取り組んでいただきたいというふうに調査報告を行いましたので、前向きにやってほしいということで新し

い委員会に引き継いだと。新しい委員会では、その議論に入りたかったんですけども、なかなか議論の入り口までいけるような状態でなかったというのが実態です。

○久米啓右委員長　　原口前委員長で実施した議会報告会について、委員会では2回取り上げて、皆さんの御意見をお聞きしてるということを確認してます。中身については、今言われたようなことなんですけども、おおむね議会報告会については、継続してほしいというような市民の意見であったかと思えます。そういう意見も踏まえて、本委員会のほうで、議会報告会実施についてどのようにするかということについて御議論をお願いしたいと思えます。

森上委員。

○森上祐治委員　　この前の議員協議会で、議会報告会の是非についてクエスチョンであるというような意見が出されておりました。実は、8月の今月に入って2日に、東播・淡路地区議長会というのがございました。ちょうど、その議長がバッティングしてまして、事務局長と私2人で出席したんですけども、従来の、従来のと言っても私もこの1年間しか動きを知らないんですけども、議長会というのはあんまりいろいろ各議会の情報交換したり、質疑したりということが少ないんですよ。ところが今回、東播・淡路地区の会長である小野市の井上議長が提案をされました。これからの議会運営についてという議題が載ってるんですよ。何かいなと思ったら、せっかく忙しい中で議長、副議長も含めてですね、集まっとなので、少しでも今後役に立つような、お互いの議会活動に役立つような議論をしようではないかと。それは何かというのは、何かまず手始めに情報交換をせんかというような提案だったんですよ。提案、それはええこっちゃなということで終わっとったんですが、その議案のその他のところで、それではきょう手始めに各議会の情報交換をお願いしたいというようなことになって、その会長が提案されたのは、今、議会報告会というのをやっとなでしょと。やっとなところについては、昨年から現在までの経緯とか、実態について報告願えたらというようなことが出てまして、私も実は南あわじ市で去年秋にやりましたというようなことで、ちょうど議員協議会した後だったんで、1年間の反省でこんなこと本当にできるん、これからもできるんかなというような疑問の声も出てますと。それは何かというたら、去年は特に庁舎建設の問題が市民の一番関心事になってまして、どの会場でもまず市民のほうからその辺の質問にしました。会場によったら、議会議員が、それぞれ「あんた賛成だったんか反対だったんか」というような観点で議員を見とるというようなこと私も感じた。そない言いよったら、今度は三木市議会がこのたび議会報告会やっとならしい。そしたら、それがまたてんやわんやになってね、それが何でなったかという議員定数の問題。議員定数を下げるか何やというようなことがテーマになって、市民の関心はその辺になって、とにかく「こんな現状維持をしてたら次の選挙で皆落とす

る」というようなことが一つと出てきたというように、やっぱり三木市議会何か、こんな議会報告会というのは、教科書に書いてあるようなレベルで、前の議会でやったこと報告するような観点でやって続けられるもんかと。市民の関心は、もっと違うところにあるような感じがするというようなことをおっしゃってました。それを聞いて、南あわじ市もよう似てるなど。ことしどんな形でできるんかと。だから、我々は9月議会で決議したことを、議会として市民にわかりやすく報告するんだ。そういう議会報告で市民が納得されるんかなと。もっとほかの観点で、いろいろ質問なり出てくる可能性はあるのかという感じがして、この前議員協議会に出てきた意見も、私自身も納得できるところはあるんですよ。

○久米啓右委員長 ほかに。
 原口委員。

○原口育大委員 報告会の後の2回の委員会の中で出た意見としては、会場の広さであったり、班編制であったり、回数であったり、もっと大きくして2カ所ぐらいでやれとか、もっと細かくして小学校区ぐらいを回れとか、両方の意見が委員の間からも出てましたんで、そこら辺を今から、先進事例を見てても両方あります、実際に。定着しとるかなと思う京丹後市なんか見てても、かなり細かいところまで、毎回ですから年間4回、それぞれの小学校区ぐらいのところへずっと班編制して細かく入ってますし、大きいところでは全員で2回とか3回開くとかそれぞれいろいろあるんで、ただ開く方向で私は考えるべきだと思いますし、その反省点とかを総括して、どういうふうにしていくかということを議論いただけたらなというふうに思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会報告の内容で、議員が議案に対して「私は賛成した」「私は反対した」ということを言っはいけないというように今きてると思うんですけども、市民の関心はどこにあるのかなということから思ったときに、結果についての説明というのは、これは市が十分することであって、議論の経過、どのような議論をされたのかということに中心をおいて、議会報告をするというのがええんでないかなということは、私はそういうふうに思っとるんですけども。去年の場合は、住民投票条例というのがかなり大きな争点になりましたんで、当然そこに関心がいくだろうと。それはもうはっきりしとったことだと思うんですね。今度やるとしたときには、そういう中心に何があるのかといったときには、去年ほどの柱になるようなものはちょっと見当たらないのかなということで、予算、決算についての議論を、今度議会報告として議会広報にも載せてくると。その

中で、さまざまな議会の模様というのはあると思うんですけども、特に市民に、結果はもちろんあるわけですが、なぜそういう結果になったのかということが説明できたり、そのリアルな議論の中身というのを伝えることも大事ではないかなというふうに思っておりますので、報告会そのものはやっぱりやるべきだろうと。つるし上げになるとか、そういう話もあるわけですが、そこは司会なりの工夫の中で配慮していくということで、個人の攻撃じゃなくて、攻撃的なものではなくて、状況をよく伝えるということが大事ではないかなと、そういう会ができればなというふうに思うんですけども。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 仮に、今、試行実施で11月にやるとしたら、11月の広報にはまず今回の議会の賛否が個人ごとののが載るだろうと思います。だから、議会としての意志でだれが賛成だれが反対ということまで、情報としてもう既に市民の人に公開した上での報告会になるわけで、議会の意志はこうですよと、でも私はこういう経過があってこの部分が不備というか不満なんで反対しましたとか、そういうことは当然議論されていいだろうなと。ただ、議会の意志は最終こうでしたということでの報告会になるのかなというふうに思ってますので、そういうふうにされたらいいんじゃないかなと思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は、やっぱり議会報告というのは、議会でこんなことがありましたということを報告することが市民の関心事じゃないと思うんですよ。だから、市民が何を聞きたいかということを考えて。それで、私実は個人的にまた10月にやるんですけど、やっぱり市民が聞きたいことということは何だろうかということを考えたら、やっぱり税金の使い方とか、財政がどうなってるんかというあたりを説明する。あとは、主なテーマとしては、農業分野、産業分野、観光分野ということで、どんな動きをしてるんか、何か聞きたいことをポイントを絞ってやって、広報に添って9月議会ではこんなことがありましたということをやっても、そんなこと聞きたくないというふうに思うんで、むしろ聞きたいのは何だろうかということを絞りながらテーマを出して、それに対する説明者を決めてとか、何かそういうやり方でないと。聞きたいことをやらんことには、意味ないという気がするんですよ。だから、一体何だろうかということで、もう一回よく考えてやったらどうかというふうに私は思うんですけどね。全般的にこうやっても、あれは聞きたいことなんかほとんどないと思うんですよ。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 　私は、いつも疑問に思っどるんですけど。ということは、議会報告会は1回やったわな、今な。しかし、これはちょっとかなり反省する点は多々あったと。皆それぞれの意見、議会としての報告は素直にできとらへんと思うねん。皆、個人の意見を言うて懇談もしたし、市民の皆さん参画する人も、ある程度今の執行部に反体される方が多く出席した中で議論伯仲したと。

　そういった中で、市民に市政を取り戻すというような、このごろ最近南あわじ市でよく出よるんやけどな。私は、それは解せんねんけど。市民て我々も議会も皆市民に選ばれて20人からいて、市長も市民に選ばれとるわけやな。それを、市民の手に取り戻すという自体が、私はこれを書く人自体の気が知れんです。それは市民には間違えないけど。我々20人、皆それぞれ1,000何ぼ皆取って、2,000ずつ取っとる人もある。それは市民のバックもあって、信頼関係もあって出とるねん。市民を味方につけてとるわけ。市長もやっぱりそんなような。その中で政治をやっていきよんねんな。そやさかい、議会報告会もやっぱり議決権というものがあって、その議決しとる南あわじ市がものを決めた中で、庁舎も建つの議決したらこれは執行していかんなん。これは民主主義のルールやな。それに、議決しとんのに、もう執行して事業が進んどんのに、まだ反対、反対って。議会でもやで、そういうことを。これはちょっとおかしいなと思うねん。民主主義のルールいうたら、多数決で決まった以上、議論をして十分議論伯仲して決まった以上は、やっぱりある程度それを執行に、お互いに立派なもんを建てたいとか、事業を立派なものに上げていくとか。しかし、今のうちの議会は、4分の1の会派がこの議会改革に参加しとらんわな、5人は。5人ということは4分の1やな、 $4 \times 5 = 20$ やさかい。そういったことの中で、議員協議会の中で意見聞きよるわけやな。もうぼちぼち、はっきり言うたら、市民連合もそういったことをわかってきてくれたら、オブザーバーでもいいし、またこの9月定例会の中で参画をして、最終的な詰めに参画しようということを書いて当たり前やと思う、本当に議員改革を全員でやろうとすれば。しかし、そういったことにまだまだ心と心が隔たりがあるさかい、これが今の状態の中で議員協議会して、議論の間も伯仲しとったけど、結局市民報告会もこれは私はちょっと今の状態の中では南あわじ市の状態はできひん。もう少し、議員その20人が、やっぱり議論と議決をいろいろなことはやっぱり割り切っていかな私はあかんと思うねんな。いつまでも尾をひいたら、これは議員として議論でけへんと思うねん、これな。そういうことを、いつも疑念を持っとるねんけど、私は。そやから、もうぼちぼち5人の方も参画しましょうと委員長からでもな、最後の詰めのときにしてくれたら、私もこの議会改革もっとスムーズにいくと思うねんけど。

　そういう、以上意見、私の考えです。

○久米啓右委員長 　廣内委員。

○廣内孝次委員 議会報告会について、恐らくいろいろな問題もありましたし、個人の意見云々、つるし上げみたいになったという点はあるにしても、これはやはり回数を重ねていくことによって中身が充実するやろうし、恐らく市民の方も考え方がもっと高いところでいろいろな質問、報告を受けるといような格好になっていくんじゃないかと思えますんで、やはりどういう形であれ、やはり続けていくというのは、市のためにとってはプラスになるんじゃないかとそういうふうに思いますので、是非手探り状態で進んでいくような格好になろうが、やはりやる意味はあると思います。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 報告会、いろいろあるんですけども、先ほど川上委員さんからも話があって、いろいろな事情があるにせよ4分の1、5名の方が拒否をされると、はっきり言ってね。そういう中で、前に三原で厳しいというかの確な、自分ら議会報告会やって肝心の議員や来よらへんやないかと。こういう指摘がありました。これは、まさにそういうところが問題なんやな。そやから、今回も例えばやるにしても、それは5名の方は参加せえへんわな。ということは、これは議会どないなっとんのと、恥さらしのためにやっている。必ず、私はそういう点から、議長からこういうことは言うたらおかしいけども、私は議会報告会というのはそれぞれグループでやるとか、個人的にやるとか、それでいいと思えますわ。そうでないと、それはやったところで、結局はそういう形になることは決まっとると思うんや。議会報告会やって、議員が欠席するんやてこれ何のためや、議会どないなっとんのと。そういう、冒頭にぱちーんと、なかなかさすがええとこ突いとんなど。そんなことがあるようでは、これは報告会はやって逆効果になると。議長がこんなこと言うたら怒られるけど、議会報告会やるべきではないと思う。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 全協のときも、個人なり会派でやればええんやないかという意見があったんですけども、それは何か自分の活動なり、今、争点になっとることを市民と意見交換するために開かれる、それは十分やってもうたらええと思うんですけど、なかなか一般の市民の方が、個人演説会とかに近いような形のところへ行くというのも、やはり限られた人になってしまうやろうと思います。やはり、議会としては議会としての報告会というのを、広く市民に対して行うというのが必要だというふうに思ってます。その中で、テーマをどうするかというたときに、一つはやはり関心を持っていただかないと余り来てくれないということもありますから、一部そのときの中で、やはり中心的なテーマというのは、

通常の議会だよりでの報告プラス何か取り上げるというのも一計かなと。例えば、栗山町の場合は一般会議というのを持ってますし、会津若松市なんかもしょっちゅうテーマを決めて出向いてやっています。だから、そのときのテーマの中で、集中的な部分も取り上げてやるという方法もあっていいんじゃないかなと思いますし、当然京丹後市みたいにずっとやってると、議事録見てましたら本当に執行部への要望事項とか、議会の要望事項とか、小さなことがいっぱい出てきますから、最終的にはそういうふうになっていくかなと。当然、議会報告会やけども、出た意見、質問に対して議会が解決できることと、執行部につなぐことと、あと執行部から意見をもらって回答することというふうな縦分けをしながらやっていかんと、それは執行部への話やからうち関係ないではなかなか議会報告会が成り立ちませんので、そういうルールづくりをしながらやっていくべきやと思います。どっちみち参加せえへんというふうな見方もあると思うんですけども、やはり議会が議決した以上は、もうそれに従って、議会の意志としてそれに従っていただくということが最低限のルールやと思いますので、議員必携どうのこうのとおっしゃるんでしたら、議会が議決してやるとなれば従っていただく。従わなかったら懲罰にも値するというふうに思っています。

○久米啓右委員長 議会報告会については、論点といいますか、一つは蛭子委員が言われておりましたんですけども、その行政報告会との住み分けをきっちりしとかなないと、結局議決結果を報告するという事は行政報告になってしまって、議会報告をやる意味がないということを言われてました。まさにそのとおりかと思います。やはり、議論のプロセスが、いかに市民に伝達できるかという構造ができておらなければ、それこそやる意味がないというふうな気がいたします。

それともう一つ、議員協議会のときも、長船議員が発言されておりましたように、個人、会派で行う報告会はそれで尊重されるんですが、議会全体で行う報告会は、やはり報告会として全議員がその責務を負っていかなければならないというふうに私もそのときに答弁をしたと思うんですが、その辺の認識を持っていただかなければならないという気がします。それは、川上委員が言われた、この委員会に参加されてない会派の方々が、やはり参加していただかなければその議論ができないというふうに思います。そこが、この委員会の少し私も気にかかっているところなんです。論点を、先ほどの蛭子委員が言われた、行政報告会との住み分けをいかにできるかと。何かそういうアイデア、あるいは先進地の工夫等、先ほど少し原口委員も言われてましたけども、その辺を何かうまいことできないかということで、少し議論いただきたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 住み分けというか、議員というのはやはりそれぞれの政策、あるいは

理念の違いのある集団であると思うんですね。議会報告という、国会にしても県会にしても、そういう公民館に行って、こんなこと決まりました、私はこんな考えですというようなことを各会派が勢ぞろいしてやるというようなことは、国会にしても県会にしてもおよそ考えられない。こういう、5万人ぐらいの市でこそこできるような取り組みだと思うんですね。そこに、いろいろな考え方のある議員が出て行って、時間も限られてるんですけども、それぞれの市民個人が関心のあることについて、「これについて、だれそれはどうないますか」とか、「こういう議論について私はこう思うんですが、あなたはどう思われますか」というようなひざ詰め談判のような、身近な議論というのがそこでやられるということは非常に意味のあることだと。それは行政報告とは全然違う話だと思うんですね。行政報告というのは、やはり職員であればいろいろ理念、考え方に違いがあっても、決めたことはやはりそのとおりにやらざるを得ないし、それに違うことは発言もできないわけですけども、議会という自由な議論の場でもあるし、市民に対しても自由にものが言える。市民もやはり自由にものが聞ける。そういう場所であったら行政報告も大分違うものになるのではないかなというふうに思うんですけど。

○久米啓右委員長　　身近な議論をする機会ということが、一つの議会報告会をする意味だということなんですけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　議員の、政策や考えということの違いを知ってもらうということが大事なことじゃないのかなと、市民から見てもね。

○久米啓右委員長　　画一的な報告会では意味がないということです。

それともう一つ、小さな要望をくみ取っていくということも原口委員が言われたんですかね。この辺も、報告会とはいいいながらも、市民の要望等を聞くそういう場にもなるのではないかなと思うんですけども。

それともう一つ、柏木委員が言われておりました、関心事は何かということは把握しとれないと、一方的にこちらからの報告では参加した市民も退屈するというか、おるだけというようなことにもなりかねません。その辺も含めて、議会報告会のあり方について、昨年のやり方でよかったのか、それとももっと工夫せなあかんのかということについて、ちょっと御意見をお伺いしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　定例会4回あって、その4回はそれぞれ特徴があると思うんですね。9月・3月は予算、決算ということで、6月の議会になると、これは国保などの中間的な

決算が出て、そして当初予算に対して必ず補正がかけられますね。その他、その情勢に応じて、意見書を出したり条例案も出てくると。それぞれの議会ごとに、本来であればやるべきものであろうなど。ただ、そのエネルギーなり、我々の姿勢としても、4回それぞれやるというだけのものにはまだなっていないんですけれども、本来であれば1年に1回というよりは、4回やればそれぞれに違った角度からのアプローチというのは市民のほうからもあるだろうし。例えば、議会報告というか、これまでであれば定数問題について、議会との対話というようなこともやったかと思うんですけども、あれもある意味では議会報告にもなると思うんですが。その時々大きな課題、直面する課題、こういうことを捉まえてやるということも当然あるかと思うんですけども、そうなった場合に、そこをだれが発委していくのかという話にもなると思うんですね。この、今回議会報告会というのは、ここの改革委員会が主導して、イニシアチブを持ってやるわけですけども、議会基本条例の中でうたったときに、だれがこれを主導してやっていくのか。当然、議長なり、議会運営委員長になるのか、どこになるのか、そういう執行を進めていく上での責任体制というのも明確にしておかなければいけないと思うんですけども。基本は、議会のたびごとにやると。そういうスタイルを今後は目指していくというのが大事ではないかなと。そういうことをやりながら、今、庁舎の問題、あるいは議員定数の問題というのは、一段落はしているように思うんですけども、今後またそういう課題が出てきたときに、大きなテーマを持ってやるということになるんじゃないか。それぞれ個人の行政報告の中では、それぞれ個人が定めてやる行財政改革の問題であったり、少子化対策の問題であったり、そういうテーマを設定するというのも一つのやり方ではあるかと思うんですけども、もう少し回数をふやしていけば、多様なものができるんじゃないのかなというように思います。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 理想的には、定例会ごとというのは一番理想やと思うんですけども、実質的に準備とか、またその会場の設定とかいろいろ考えていきますと、やっぱり年にせめて2回ぐらい、予算と決算ぐらいのときで。例えば、6月の内容については、また11月の決算のときにもう一遍一緒に聞いてもらうとか、多少そこら辺ぐらいの余裕がなければ、議員のほうもいろいろと自分の議員活動もある中で、ちょっと大変になってくるんじゃないかなという思いがするんですが。回数は、年2回ぐらいが適当かなという思いがします。

○久米啓右委員長 回数については、いろいろな意見があろうかと思いますが、実際にやるとなれば、またそのときに議論されると思います。今回の、11月に議会報告会をや

ろうというねらいは、広報広聴委員会が発行する広報紙に合わせた新しい取り組みを市民に知ってもらって、それを議会報告会で意見を聞きたい、聞ければということです。恐らく、市民からいろいろな意見が出て、心配されてるような過激なことを言われたりするというのもあろうかと思いますが、そこら辺を報告会に参加する議員が、やはり運営について十分協議したり、打ち合わせをやっておくということも必要かと思います。

それと、また個人に質問されて、個人の意見を述べてもよいのかどうか、その辺を小さな議論をという場を設けるとなれば、やはり個人の意見もそこで述べる機会もあろうかかと思しますので、その辺がなかなか難しいところかなと思います。

少し休憩したいと思います。

再開は11時ちょうどといたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○久米啓右委員長 再開します。

休憩前に引き続き、議会報告会についてでありますけども。休憩前にも言いましたように、前回と同じような形式の議会報告会となりますと、多少問題があるかなという私も気がします。前回は、議会だよりを中心に、本当に9月議会で議決されたことを型どおり報告したということで、形としては、市民にすれば報告会をゆっくり眺めておればそれですむというようなことだったかと思えます。いろいろな意見ということを求めますと、まとめの中に市民生活であることとかいうことがたくさん出てきておりました。そういう点からしますと、議会だよりについてはもう一読いただくというような考え方でええんじゃないかというふうに思います。市民生活にかかわることで、テーマを絞る、あるいは絞らんと全般的に聞くとかということになるかと思えますけども、何かそういう形づくりをしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺について何かちょっと具体策があればお聞きしたいと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 全く思いつきですけど、やはり進行役の役割というのは、やっぱりみんな言いたいことを持って自治会代表とかも来とるんですけどね、結局は言えないという状況になつとるんで、何かそこを議員が進行役をやるのがいいのか、何か別の立場の人が進行役をやるのがいいのか、特に質疑時間についてはね。何か、そのコントロールぐあいが、ちょっと一つ考える必要があるのかなという気も。偏らないような格好で、うまいこと特定の人がこう、大体そうなるんですけどね、どんな場合でもね。なるべく公平に意

見を求めるような、何かそういう役割をやるようなやり方が結構大事かなという。言いたい人も来てるということを考えて。ちょっとそんなふうに、思いつきの話ですけど思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 大きい会場で、大勢集めてやるか、もう小さい会場に手分けして行くかということで、やっぱり大きい会場やと意見が言いにくいというのもあって、ある程度小さくして、ひざを突き合わして話できるような雰囲気をつくるほうがいいのかというふうにも思いますけども。まとめの段階で、いろいろな人の意見を聞いた中では、各委員の意見を聞いた中では、もっと大きいのでいいんじゃないのという意見もありましたんで、そこら辺の調整が今からせないかんのかなというふうに思いますが、個人的には小さな単位で、全体を網羅できるかどうかというのは、ちょっと小さくすると難しいかもわからないんですけど、何か所かをローテーションでやるなり工夫がいるんかなと。

それと、事務局にいろいろと前回は手伝っていただいたわけですけども、自主運営という原則でいくような班編制にせんといかんのかなと。そうなると、やっぱり一般編制が4人とか5人では大変なんで、大人数にしないと、いろいろ受け付けなりマイク係まで含めて、自分らで自己完結できるようなことを考えながら、なかなか難しい課題ですけど、やっていかないかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 例えば、2時間やるんでしたら、最初の1時間は報告会みたいな形で、あとの1時間は市民からの要望なりを聞く時間というふうな形で、ある程度時間を区切ってやるというのも一つの手かなと。意見が活発になってきたら、そういうのもちょっと難しい面もあるかもわかりませんが、大体そこら辺ぐらいを目安にするというのも一つの案かなとは思いますが。

○久米啓右委員長 広報広聴委員会、委員長がおられますけども、広報を発行してするんですけども、広聴というのはあれはどういうことをねらいにというんですかね、報告会とはまるっきりまた意味合いが違うんですかね、あれは。

柏木委員。

○柏木 剛委員 やっぱり、趣旨は共通してると思うんですけどね。広く聞くということは、やっぱりそういう報告をして意見を求めるということですから、それはいろいろの

やり方もあるかと思うんですけど、やっぱり議会報告会も一つの範囲に入っていると私は思いますけどね。

○久米啓右委員長　報告会という名前にしますと、一方的な報告を受けるという印象があるんですけども、そういう広聴、意見を聞くという会にすると、市民が何か意見を言えるんやなというような気がされると思うんですね。ですから、そのネーミングとか、そういう何か市民にちょっと印象を変えるような体制、名前をちょっと考えてみてはどうかかなと思うんですけども。

それと中身は、先ほど熊田副委員長が言われたように、市民の要望、意見を聞く時間というのもしっかりと設けておくことも一つかなというふうに思うんですけども。そういう形についてはどうでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　報告ということになると、どの範囲までやるか、それは半分半分ということになると、割と聞く時間が長いというようなことになるのかなと。できるだけ、質問を中心にして進めていくというスタイルが、質問なり声、要望ですね。やっぱり生の声、私も厳しい意見も言われましたし、そういうやり取りというのは、やはりいろいろな意味で良薬というのかよい薬になりますんで、やっぱり甘いものを食べるばかりじゃなくて、苦いものも聞かしてもらえる場というのは非常に貴重な場であるように思いますので、こちらがしゃべる時間よりは聞く時間のほうが多いほうがいいと思います。ただ、個人攻撃みたいなね、つるし上げみたいなことになるんだったら、そこは何とか司会進行の努力でとめると。いろいろな厳しい意見を聞くというのは大事なことだと思うんですけども。しつこい攻撃的な話に終始するんであれば貴重な時間ももったいないなど。そんなような思いがするんで、ここはやっぱり場なれ、我々自身のなれも必要なのかなというふうに思うんですけども。

○久米啓右委員長　柏木委員。

○柏木 剛委員　さっきの話は、司会進行という話ですけど、きのうたまたま市民交流センターの話があったんですよ。いろいろな意見を出すんですけど、司会の人にはちゃんと顔と名前がわかる感じでおって、私にはいろいろしゃべりたかったけど言えない、言えるんですけどね。順番に、なるべく公平に回したいという意識で。例えば、青少年健全育成の会長のだれそれさん、子供会の会長のだれそれさんとか、老人会会長のだれさんとか、大体頭にあったらこうして順番にやるんですよ、そうしたら何か言うんですね、あれ。ただ、一般に意見ありませんかという感じでやると、恐らくなかなか手が挙げにくいんで、

何かそういう顔と名前がわかったような人が司会をやって、なるべく偏らない格好でいくことが前もってわかっただけならもっと公平に。ただ、そのときもある程度分野を絞りながら、順番に進行していくということも必要かと思うんですけど。やっぱり、そういうテクニックがあれば、結構広く意見を聞くこともできるかなという気はします。出てきた人で、全くそれに対する意見を持ってないという人は割と少ないように思うんで。そういう方向がわかれば。ところが、わからんところへ行ってだれそれというわけにいかないですからね。そこのやり方もちょっと考えて。うまく公平に意見を求めるというようなやり方が、結構意味ある格好になるかなという気はしますね。

- 久米啓右委員長　　議論はまだまだ尽くされてないと思うんですけども、このままの状態ですら工夫して議会報告会を実施するとなると、やはり懸念されてるようなことも恐らく発生することも心配されますんで、やはりうまくやられてる自治体の運営方法とかもやっぱり勉強しなければならないかなというように思います。同じ轍を踏むということも避けて、少し進歩をしたいというふうに思ってます。前委員長の報告にありますように、前向きに検討をしていくわけですけども、工程表のとおり縛られて、11月実施ということにこだわるとちょっと窮屈かなということもありますし、川上委員からも言われてます、この委員会に参加されてない会派の方の参加をいただいての議論を、できたら見たいということにしたいと思います。議会報告会については、ちょっと先進地事例の運営方法をもう少し勉強してからという形をとりたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。
- 蛭子委員。

- 蛭子智彦委員　　洲本市も淡路市も、この議会報告会をもう既にやってるんやったかな。南あわじ市はしないのかというようなのは、非常に関心の高い話題になっとるんですね。そこで僕が答えるのは、予定では11月にやると、去年もやりましたんでことしもやる予定ですという説明をして、そうかという話になるんですけども。窮屈とはいいいながらも、やはり実際にやりながら修正を加えていくという姿勢のほうがいいんじゃないかなと。完成品というのは、それほどこで完成品なのかわからないんですけども、試行錯誤しながら、失敗もしながらやっていく姿勢を見せることのほうがいいように思います。

- 久米啓右委員長　　実施をあきらめたわけではないので、視察に行かずともやはり勉強することもできますので、まだ11月実施ちょっと窮屈ということを申し上げましたが、実施をあきらめたわけではございません。実施に向けての検討は進めていきたいと考えております。

それでは、次第の2番はここまでといたしまして、3番の試行実施分（委員会のあり方）についてということで。これは、前回継続協議になっておりますのは、委員間討議と

ということです。それ以外については、従来どおりのやり方でええんじゃないかという意見がまとまっておりますので、委員間討議ということについて、本日御意見をお伺いしたいと思えます。

参考までに、これまでは討議するタイミング、あるいは討議に入れば、質疑についてはどうするのかというようなこともありましたけども、その辺も含めて、委員会での討議に関しての御意見をお伺いしたいと思えます。

原口委員。

○原口育大委員　これも、是非前向きに入れていただきたいということで報告しておると思うんですけども、やり方はいろいろあって、私が個人的に思ってるのは、委員会で質疑があって、委員長の方から、討議の意思があるかどうか確認した中であれば討議の時間を設けてやると。その討議の間というのは、もう執行部には一たん退席してもらおうというふうに私は思っています。それも、案件ごとにそういう時間を設けて、質疑があって、討論がある場合は自由討議をやって、採決という繰り返しで処理していくのがいいん違うかなというふうに私は思っています。

○久米啓右委員長　原口委員の意見ですが、これに関して何か。

森上委員。

○森上祐治委員　私も、委員会での自由討議であるとか、委員間討議というのは、やっぱり進めて行ってほしいなと。例えば、具体的に言うたら、現在私も教育界出身ですんで、学校関係の動きというのは関心があるんですけども、今、兵庫県下では学区制の問題がありますよね。あれについても、県教委のかなりのごり押しということが、今、学校現場とか地域では批判されてます。そういうことを議会でも積極的に討議して、例えばここやったら文教厚生常任委員会とか討議して、そこからまとまった意見を意見書で出していくとか、そういう細かい動きが議会としてできたらなと。今だったら、基本的には委員会でも、執行部ができた案についてどうかというような質疑が中心になっとなやけどね。やっぱり、議会からも積極的に提言なりをしていくために、その前提としての場づくり、委員間討議というのは大事かなというふうに私は感じてます。

○久米啓右委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　今の、例えば意見書発委とか、これは今も十分にやられてるような話やと思うんですが、委員間討議というのは、少しちょっと角度が違う話なのかなと思うんですね。執行部提案に対して、やるのは執行部に対する質問ばっかしなだけけれども、執

行部提案のものに対して、委員間で議論するというのが委員間討議の話題だと思うんですね。その考え方というのは、非常に有益なものがあると思いますので、現状でどんなやり方をするのか、各常任委員会、9月議会の中で全部の委員会でやってみるのか、こちら辺のやり方というのか、具体化がちょっとまだイメージがちょっとわきにくいところがあるので、そのあたり、もし原口委員、具体的にこないすればいいんじゃないかというのがあれば出してもらえたらと思うんですけど。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 いろいろな市のやつ見てたら、いろいろな方法があるんですけど。私は、やっぱり執行部にはそのときは退席していただいて、委員間で自由に討議をして、それも委員長がありますかというのを聞いてあればの話ですけども、採決の前にやるべきやというふうに思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはいいんです。だから、9月議会の中で具体的に進めるとしたら、手立てというのか、各常任委員長の了解も得ていかなあかんだろうし、今度議運の中で議案、提案も最終詰まってくるだろうと思いますし、それぞれ常任委員会すべてでやっていくのか、会議規則などとの関係、委員会条例との関係など調整する必要があるのかないのか、そのあたりの具体的な話なんです。理念というか、それはわかりますので、具体化していく上で、幾つか超えなければいけないハードルがあるのかなということ、具体的に提案ということも思ったんですが。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、それは、今、委員会条例であったり、会議規則であったり、どういうふうに扱われるかというのは、事務局に聞いて確認するのがいいのかなと思います。今の体制でできるのであれば、もうそれでええということやと思います。

○久米啓右委員長 それでは、現在の委員会条例とか会議規則の中で、運営上特に委員長の裁量で進めていかれるものかどうかちょっと確認していただけますか。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 9月に議案が上程されて、委員会に付託された場合の審議

の方法ということでお話しします。委員会に付託されて、審議していくのは順番がありまして、まず執行部の提案説明、これは委員さん方の中で委員長に諮ってもらって省略することもできると思います、本会議で説明を受けておりますので。その後、質疑を行います、これは省略はちょっとできません。質疑のあと、通常流れでしたら討論があつて、討論もあれば必ずできます。それで採決という流れ、これは固定されたものです。その間に、例えば質疑終了して、討論までの間に委員会での討議ができるか、それは委員会で諮ってもらって、皆さんがこれについて討議しましょうというふうな流れになれば当然できると思います。ですから、特に委員会条例で何かを決めてとか、会議規則で何かを決めて行わなければならないというようなものではないと思っております。

○久米啓右委員長 ということは、もう9月議会から何も手続なしに、常任委員長の了解が得ればやれるということでしょうかね。

原口委員。

○原口育大委員 8月も各常任委員会持ってるんで、そこででも一回委員会の中で議論しておいたらいいん違うかなと。それでできるん違うかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 委員会の中では、一応諮らなあかんということですね。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 委員会の運営については、もう委員会の中で決めていただくということになりますので、それぞれの委員会で協議していただいて、決めていただいて実施というような形になっていきます。

○久米啓右委員長 そうすると、大体まとまれば8月の委員会で協議していただいて実施ということなんですけど、議会運営委員会のほうへのお諮りはやっぱり必要ですかね。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） やはり、これはそれぞれの委員会ごとにとという話なんですけども、やっぱり同じように議案上程されて、それぞれ付託されて審議していく中で、ある程度各常任委員会の足並みをそろえていただいて行っていくのが適当かなと思いますので、その辺については議運で決定とかいう話ではないんですけども、議運の中でもそういう話をされたらよいのではないかと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　9月の本格的に試行する準備ということで、8月の常任委員会に対して、議会特別委員会委員長名で、委員間討議試行について各常任委員会での意見を聴取したらいかがでしょうか。

○久米啓右委員長　　今の蛭子委員の案について、そういう委員会から各常任委員、議運も含めて試行実施についてのお願い、あるいは意見集約ということをお願いするというように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員　　ということは、今の流れだったら、大体執行部から上程されている議案について、その範囲内で各委員会で議論していくということだと思うんですけどね。私、先ほど申し上げた、今の大体の委員間討議というのは基本的にそういうパターンですよ。それ以外に、私は常々もうちょっと何とかならへんかなと思ってるのは、議会から意見書を出してくるんですよ。それを、あれは最低2名ぐらいの賛成やったらぱっと出せるんですから。あれを、もっとやっぱり事前に、例えば2名なら3名出したいと思えば、事前に文教なら文教委員会の委員長にお願いして、ちょっと委員間討議やってくれよと、十分出した人の趣旨なんか委員に説明して、そこで協議してこれはちょっと無理があるんじゃないかというようなことを十分討議した上で、委員会にそしたら出さんかいなというような道筋もつくれたらなど、私は常々思っとなです。一たんぱっと議会、本会議でほかの委員会のやつが出てきたら委員会賛成しますと。ほかの、例えば文教のやつ出てきて産建だったら、本会議でしか質疑はないですよ。その辺を、もう少し事前に、例えば委員会で十分討議しといたら、帰っても会派で「きょうこんなことあったで」というような報告も受けられる余地もあるだろうし、委員会の審議の幅を広げる意味でも、そういうことも頭において進めていっていただけたらなど私は思います。要望として。

○久米啓右委員長　　これについては、ちょっと委員会の条例とかも、このケースはちょっとややこしいですね。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　他の委員会が、委員会発委として提出する意見書案について、その所管以外の委員さんは、本会議で提案説明されて質疑の場しかない。もっと事前に、いろいろと検討しとく場を委員会の中でっていうことなんですけども、やっぱり委員会には所管というのがあります。ですから、産建で出す意見書を、文教委員会のほうにも説明して議論するというのは、それはちょっとできないことだと思いますので、その件につ

いては、やはり本会議で提案されて質疑するときに、十分質疑をするなりした中で、もう採決していただくというふうな方法しかないと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今のは、請願とかあったときに付託されたという話がメインになってくるかと思うんですけど、じゃなしに議員発議で意見書を出す場合も多々今から出てくると思いますんで、そういう場合は委員会に、委員長に対して意見書案なりを出して、それを今言うような自由討議の中で議論をして、委員会としての結論を出してもらうというふうなことはできると思いますし、今の現状でできると思いますし、今からどんどんやっていくべきやと思うんで、さっき森上委員言われたようなことについては、やはりだれかが委員会に対してこの議論について取り上げてほしいという提案をされて、委員会でそれを取り上げれば自由討議としてやってええと思いますし、必要であれば参考意見を執行部に求めるということでもいいと思うんですけど。

○久米啓右委員長 所管委員会で、自由討議しといていただくということに関しては、特に何も問題はないわけですね。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 所管という部分があるんですね。それ以外の部分について、その委員会でやっぱり公的に議論するということは、やっぱりちょっと趣旨が違うのかなと思います。ただ、委員会終了後なり休憩した中で、他の議員発議として、また委員会発議としてこういうのが出てきよんねんけど、そういうことについてちょっと話し合いをしようかというふうなやり方はOKですけども、公的な委員会で、記録をとるような中で議論というのはちょっと趣旨が違うのかなと思います。

○久米啓右委員長 所管の中では自由にできると、もともとね。

それと、少し確認したいんですが、案件ごとに執行部退席というふうに原口委員の案なんですけども、討議があればね。これについて。

議長。

○阿部計一議長 それは、討議をするのに退席やというのはどうかと思います。それは、執行部がおってもうて、そのことを議論するのに、議員同士が討議して、それは執行部も聞いてもうてやるべきやと、私はそない思います。

○久米啓右委員長　議長の見解はそういうことなんですが、ほかに何か。退席しなくてもいいんじゃないかという御意見の方。

原口委員。

○原口育大委員　僕も、必ずとかは思わないですけどね。今、事例としては、個別の名前出しませんけど、調べたところはそういうふうにして紹介しましたが、もう討論に入れば質疑は終結しとるという前提で、執行部に対する質問が飛び出すとかいうことでなければ、当然おっただいて、聞いていただくというのがそれでいいん違うかなというふうに思いますんで、そのけじめだけの問題やというふうに思います。

○久米啓右委員長　わかりました。そしたら、8月の委員会で、試行について、常任委員会及び議運の委員長に対して意見聴衆をしたいというふうに思います。委員間討議についての議論は、ここまでにしたいと思います。

次第の4番、議員研修会について。議会基本条例に関する研修会ということですが、以前に委員からやはり勉強会をもう少し重ねてはどうかという御意見があり、我々も委員会はもちろんですけども、全議員がやはり議会改革、あるいは議会基本条例に関する勉強、知識をふやしていくということも必要かと思えます。議会運営委員会の小島委員長にちょっと伺いますと、運営委員会でも研修会を実施する考えはありますということですが、具体的な日程等は何も決まっていないと。もしできれば、前回行った研修会、少し時間が足りなくてももう少し聞きたかったというようなことがあるので、その続きができればと思ってるというお話でした。ですから、改革委員会のほうでも、独自に研修会を進めるということにしますということで了解をもらっておりますので、研修をこれからやるということで、何か講師先生あるいは時期的なことについて、何か案があればお願いしたいと思うんですが。

川上委員。

○川上 命委員　今聞いたけど、今この議員研修会をだれに相談したん。議会運営委員長に相談したと言ったけど。

○久米啓右委員長　それは、議会運営委員会で独自にやることあるのかどうかと聞いたんです。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午前11時34分)

○久米啓右委員長 再開します。

委員会独自で研修会を開催してはどうかという意見がありましたので、その辺について皆さんの案があればお聞きしたいと思います。

原口委員。

○原口育大委員 今回、管外視察に行くわけですけど、どことも基本条例なりをつくろうという段階に入ってきたら、ステップとして、専門的な知見を持ったような人にある程度アドバイザー的な役割をお願いして、最後の詰めまでいって、市民との懇談会とか市民フォーラムみたいなことをやってから、大体最終的に議決して条例をつくってますんで、そういうことでいくとぼつぼつ、今はこうやって委員間の討議ばっかしで進めてますけど、専門的な人にもアドバイザー的に入ってもらえるような形の中で、時期を見て全体に対する研修会であったりもやってもらおうと。やっぱり、アドバイザーもいろいろな人がおって、それぞれ個性がありますんで、その選択を誤るとまたちょっと困るんですけど、そこら辺は十分選んだというか吟味した中で、だれかにお任せするというふうなことでいったほうがええもんができるん違うかなというふうに思います。あんまり有名な人というたら、ちょっとなかなか経費も大変なんで、そこら辺は今から探さなあかんんですけど。例えば、インターンシップみたいなんでやってるところもあると思うんです。大学院とかで専門的にやってるような人でも、やっぱりかなりアドバイスはいただけると思うし、そのインターンシップの中でゼミの先生に相談いただくとかいうようなことも可能やと思うんで、できるだけ身近なところでそういう人が探せたら、そういうふうに運営していくのがいいん違うかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 アドバイザー、条例制定までのアドバイスをいただく方の人選をされて、研修を受けてはという判断ですが、確かに条例制定にはいろいろとアドバイスをいただかなあかんと思うんですけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本条例に関する研修ということで幅が広いわけですが、議論がいろいろ分かれてる点というのも、幾つか論点になってる点がこれまでいろいろあったと思うんです。試行錯誤で、例えば賛否の公表について試行するわけですね。それから、二元代表制も含めた前文のありようについても、ちょっといろいろ議論が分かれました。それから議会報告会、これの持ち方についてもいろいろ意見が分かれます。これまで、いろいろ議論が分かれてきたことについて、これも指揮者によっては議論が分かれると思うんで

すね。ただ、そうやってしまうともうがんじがらめのことになってしまって、進みようがないわけですがけれども、ある程度の論点、これまで議論が分かれてきたことについてアドバイスをいただくというような研修というのか、こういうものも具体的でよいのかなと、現状です。工程表に添って議論をしていって、例えば11月に議会報告会をするというための、10月ぐらいになるのかどうなのかわかりませんが、そこまでの議論の到達点の中で分かれてきた意見について論点を整理してもらって、議会改革特別委員会で一定の結論が見出せるようなアドバイスをいただくと。こういうようなテーマでもって、講師としては専門家で携わってきた人にすれば、これは一番、今、地方議会の中で花形のテーマではあるかと思しますので、いろいろな研究者がいると。そのあたりは、この方がええんじゃないかなというのもあるんですけども、そこらが難しいところかなとは、だれを講師にするかというのは難しいところかなと思うんですけど。この間の長濱さんですか、2回やってもらっておるんで、その流れで3回目でもいいのかなと。ずっと南あわじ市議会見てくれているということからいえばですね、いいのかなと。この3点ぐらいの論点整理をしてもらって、方向性についてアドバイスをいただけるなら、講師と研修会という絞り方も一つの案としてあるんじゃないかなと思うんですけども。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 私は思うには、これはそういう専門家のお話を聞くことも大事やと思います。ただ、河田先生の防災対策にしても、テレビタックルで好きなこと言いよる国会の先生いよるもんで、それがすべてかというたらそうでないんよな。正解やというのはない。ですから私は、やはり南あわじ市のそれぞれ皆さん長いこと生活してきた歴史とか、それから風土、議員経験。ですから、やはり委員長、副委員長もおられますし、この委員会の中でオリジナルな基本条例を私はつくるべきやと。それは、参考にするのはええけどね、やはり今までそれをまた聞きよったら、いろいろ根底からひっくり返るようなことにもなりかねん。ですから、どんな立派な先生が議論を吐いてそのものをしたところで、やっぱりやっていくのは我々なんです。やっぱり議会改革特別委員会も頻繁に開いとんねんから、委員長、副委員長、御立派な委員さんも大勢おられるわけですから、やはり基本的には私どものオリジナルな基本条例をつくる。これは基本やと私はそない思います。そんな先生の話聞いたところで、言うことは大体同じやと、私はそんなふうに思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この研修というのは、理念や理論や各地の実践や、こういうものを学ぶということであって、自分たちが考える補助というのか、結論を出していく参考という

意味で研修をやると思うんですね。ですから、オリジナルなものを定めていく上で、幅広い知見を参考にしてやると。それで決定するというんじゃなくて、委員それぞれがそういうものを学んで、判断を出すというところはしっかりとあると思いますので、論点整理をするというような立場で講演をいただく、材料提供をいただくというような手法もあるのかなというふうに思っております。

○久米啓右委員長　　研修会については、今の御意見を参考にちょっと副委員長と相談して、またお諮りしたいと思いますので、研修会についてはここまでにしたいと思います。時間も押してきておりますので、次第を進めたいと思います。

5番の視察についての確認です。視察先は、もう前回の委員会でもお知らせしましたように18、19日です。塩尻市と松本市になっております。出発時間は、午前6時に中央庁舎発です。視察先に、調査内容を事前に送付しております。それについては、お手元の資料、塩尻市松本市について委員の皆さんからいただいたのをまとめております。これ以外についても、訪れた先で質問があろうかと思えますけれども、お目通しをいただいておいて、当日の研修に役立てていただきたいと思えます。ですから、恐らくこれについて先に説明を、質問について説明を受けると思えます。ですから、それについての関連質問、あるいはまた別の質問という形になろうかと思えますが、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長　　その他ですが、何かございますか。

次回開催ですが、ちょっとまだ議長の予定も見えていないので、決まり次第また通知したいと思います。8月は研修会がありますので、8月に開催はちょっと無理かなと思えます。9月の定例会の日程をにらみながら、また開催ということになります。それはまた改めて報告させていただくということです。

また、各常任委員会に試行実施等の意見を聴取して、その後に9月の委員会で、あるいは8月にも実施するかどうかということで、その辺がわかりましたら、緊急に短時間で委員会を持つということも考えておりますので、お含みおきを願いたいと思えます。

ほか、なければこれで終了したいと思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長　　以上をもちまして、議会改革特別委員会を終了いたします。本日は御苦労さまでした。

(閉会 午前 11時50分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年 8月10日

議会改革特別委員会

委員長 久米 啓 右